

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	保育所等への入所措置、及び在所児童管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洗町は、保育所等への入所措置、及び在所児童管理事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大洗町長

公表日

令和7年10月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所等への入所措置、及び在所児童管理事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・保育所等に入所を希望する保護者から入所申込みを受け選考を実施し、入所決定をする。その後、保育料の決定や児童の在所情報を管理する。・特定個人ファイルは、①入所選考時に世帯状況の確認、②保育料を決定するために世帯の所得・住民税の確認を行う。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・子ども子育て支援システム・統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none">・宛名情報ファイル・支援認定ファイル	

3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
第9条第1項別表の9の項

法令上の根拠

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ②法令上の根拠	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の17、20の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども課
②所属長の役職名	こども課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大洗町役場 総務課 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 029-267-5111
-----	------------------------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大洗町役場 こども課 茨城県東茨城郡大洗町港中央26-1 029-212-7560
-----	-------------------------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には、住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 		
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	システムのアクセスが可能な職員は、パスワードと生体認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

变更箇所